



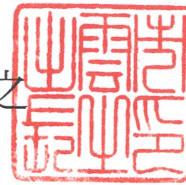
一般廃棄物処分業許可証

住 所 出雲市佐田町反邊230番地3

氏 名 株式会社 三原組 代表取締役 三原 惇志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

出雲市長 飯塚 俊之



許 可 年 月 日 令和5年(2023) 5月 10日

許 可 の 有 効 期 限 令和7年(2025) 5月 9日

1. 事業の範囲

(1) 処理する一般廃棄物の種類

出雲市内で排出される以下の一般廃棄物で、市による処分が困難なものに限る。

木くず(枝葉、幹、竹、根株)、草

(2) 事業の用に供する施設

裏面に記載のとおり

2. 許 可 条 件

裏面遵守事項のとおり

3. 許可の更新、変更の状況

平成29年5月10日 新規許可

令和 元年5月10日 更新許可

令和 3年5月10日 更新許可

令和 5年5月10日 更新許可

[教示]

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。